

人権だより

NO.74

平成30年8月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 (県庁6F)

☎058-272-1111 (内線2443) 直通058-272-8250

人権って……??



車椅子で入店しようとしたら断られた。



パートナーなどから暴言を吐かれる、叩かれる。

ひょっとすると人権侵害かも…



いじめ・いやがらせ

学校でいじめにあっている。

インターネットでのプライバシー侵害
個人情報がネット上に掲載されている。

もし、このような経験をされている場合は、**みんなの人権110番**までご相談ください。
相談は無料。秘密を守りますのでご安心ください。

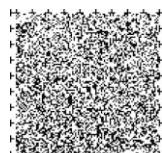
みんなの人権110番 : 0570-003-110 (最寄りの法務局へつながります。)

受付時間 : 平日午前8時30分~午後5時15分

そもそも人権って何?

では、人権侵害はなぜ起きてしまうのでしょうか? それは、“間違った思い込み”をしているからです。世の中には背が高い・低い、太っている・やせている、髪の毛が長い・短いなど様々な人がいます。そして生まれた場所や考え方もみんな違います。しかし、「女性はこうあるべきだ」「障がい者はできないことが多い」「高齢者だから何もしなくていい」「外国人はマナーが悪い」など“根拠のない多くの間違った思い込み”があります。まずは、“間違った思い込み”に気づきそれを無くしましょう。

人権とは・・『人が幸せに生きる権利』で、人種や民族、性別を超えて全ての人に備わった権利です。そして、人権侵害で悩む人が1人でも少なくなるよう、お互いの価値観を理解し違いを受け入れて、あらゆる人の人権に配慮することが大切です。



in白川村立白川郷学園

車いすバスケットボール体験教室 を実施しました



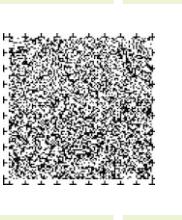
平成30年6月20日（水）、白川村立白川郷学園において、6年生から9年生（中学3年生）までの児童・生徒と車いすバスケットボールチーム「岐阜SHINE」の6名のメンバーが交流しました。

児童等は、「岐阜SHINE」6名の選手による約15分間のデモンストレーションを見学し、その後、グループごとの前後進行練習、鬼ごっこ、シュート練習を経て、最後に選手と生徒が入り交じって試合を行いました。

児童等全員が、慣れない車いすを扱うことで、車いすを使用する大変さを体験していました。車いすに座った状態からバスケットゴールまでボールが届かない場合もありましたが、シュートがゴールに入ったときは、みんなで拍手をしてとても良い雰囲気で試合が行なわれました。



試合後には、各グループに選手2名が入って『語る会』を実施しました。児童等からの問い合わせに選手は、車いす生活となった経緯、障がい者として苦労等を丁寧に答え、児童等もそれに真剣に耳を傾け、話は尽きずとても有意義な時間となりました。最後に児童等は、選手6名とハイタッチをして見送りました。



全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間における電話相談所の開設について

友だちからのいじめやインターネット上のSNSに悪口を書き込まれた、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みを抱えている人など、どなたでもお気軽にご相談ください。

秘密は厳守します!!

日 時 平成30年8月29日（水）から9月4日（火）まで
月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで
土・日曜日は、午前10時から午後5時まで
(上記強化週間以外の日でも、平日8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。)
※相談は無料です。

電話番号 子どもの人権110番 0120-007-110 (フリーダイヤル)

※携帯電話からもかけられます。

相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

パソコンからは [インターネット人権相談](#) **検索**

携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページに飛びます。



公正な採用選考をめざして

～採用内定後にもご注意を！～



応募者に広く門戸を開くとともに、応募者の適性と能力を基準とした公正な採用選考をお願いします。特に応募書類には、就職差別につながるおそれのある事項を含まないものを用いるとともに、面接時においても、同様に就職差別につながるおそれのある事項の質問は避け、すべての応募者に公平な対応ができるようにあらかじめ質問事項を決めておきましょう。

<就職差別につながるおそれのある応募書類>

「戸籍謄（抄）本」「住民票」：本籍・出生地を把握することとなる。

「現住所（自宅付近）の略図等」：居住地域の状況や生活環境などの把握、身元調査に用いられる。

*採用内定後においても、単に従来からの慣行であるなどの理由で画一的に提出させることは避け、「本籍」や「家族」欄がある古い労働者名簿をそのまま使用しないこと。

<適正な応募用紙>

【新規中学校卒業予定者】：全国的に定められた「職業相談票（乙）」

【新規高等学校卒業予定者】：「全国高等学校統一用紙」

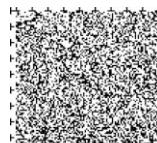
【新規大学等卒業予定者】：厚生労働省で示している「標準的事項の参考例」を活用

【新規学卒者以外の応募者】：「JIS規格の様式例に基づいた履歴書」

<採用選考時における健康診断>

- ・その必要性を慎重に検討すること。
- ・合理的かつ客観的に必要である場合を除き、実施しないこと。

問い合わせ先：岐阜労働局職業安定部職業対策課（058-245-1314）
又は最寄りのハローワーク



生き合い講演会2018を開催しました!

同和問題に対する正しい理解を深め、これをきっかけに広く人権問題について考えていただくことを目的として、2名の講師をお招きし、主に企業・団体の経営・人事関係者、行政職員、教職員の方々を対象とした講演会を開催しました。

開催日	会場	参加者数
5月28日（月）	不二羽島文化センター（羽島市）	190名

【内容】

講演1 「部落差別をこえて～取材ノートから」

講師：臼井 敏男 氏 元朝日新聞論説委員

講演2 「『同和』・人権・人間－わたしが歩んできた道」

講師：藤田 敬一 氏 岐阜県人権懇話会会长



講演は2部構成で行いました。初めに、臼井先生から、新聞記者時代の取材活動を通じて得られた同和問題に対する考え方や、差別を解消するために私たちができることなどについて、エピソードなどを交えて、わかりやすくお話しいただきました。

次に、藤田先生から、「同和」問題を研究することを通じて、「人権」を考え、そして「人間」同士がお互いに生き合っていることに気づくことの大切さに思いが至ったというご自身の経験も踏まえ、私たち、一人ひとりが、まず自分が向き合う相手を尊重することが全ての差別の解消につながるということを軽妙な語り口でお話しいただきました。

企業人権（まなざし）セミナーを開催します!!

昨今、話題になっているセクハラやパワハラ、マタハラのハラスメントに焦点を当て、企業人権（まなざし）セミナーを開催します。具体的な事例を交えながら解説しますので是非お越しください。

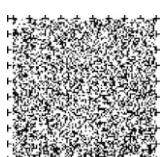
日 時 平成30年9月5日（水）14時00分～15時30分（13時30分開場）

会 場 高山市民文化会館（高山市昭和町1-188-1）

演 題 「ハラスメント最新情報 あなたの理解で大丈夫ですか？」

講 師 金子 雅臣 氏（一般社団法人職場のハラスメント研究所 代表理事）

定 員 60名（事前申し込み・先着順）



申込み
問合せ先

岐阜県環境生活部人権施策推進課

電 話：058-272-8250 メール：c11227@pref.gifu.lg.jp

ちょっといい話を紹介します(33)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなつたという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときにかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。
その中から、3作品を紹介します。

小学生

元気なバーバーイ

わたしのこえの近じょひよ、小さな赤ちゃんがゆくひこまわ。わたししゃかことりあをひこじよ、その子がこえから出いもい、なんとなくこつむあそんでこまわ。ゆうやけチャイムがなつてかえぬじき、「ババーアー!」と書つてくれます。それがとてもれしいです。



中学生

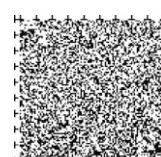
わざがない優しさたり
学校で、研修に行くために、電車を使った時です。始発だったの
でクラス全員が座ることができるました。
だんだんと人が増えてしまい、様々な方が乗られてきたとき、クラスメイトの何人
もが席をゆずっていました。終点まで到
着し電車の中を見たらクラスメイトの半
分くらいが席をゆずっていました。あた
りまあの事ですが、やがてクラスメイト
をほいほい思えました。



母

思いやりの心

以前、電車に乗っていた時、座席に座つてしまふ私の近くに老夫婦
が乗車してきました。席を譲らなければいけない、と思つたのですが、なかなか勇気が出ず、声を掛けられませんでした。
すると、私の前に座つていた若い男性二人が、その老夫婦に「もうすぐ降りるので、いらっしゃい」と言つて、席を譲つてこるのを見ました。
その男性一人が降りたのは、私は同じ三駅後でした。本当の「思いやり」の姿は何かを、その二人
からの教訓ことが出来ました。



「ちょっとといい話」を募集しています！



日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や
「行動」で周りの空気が温かくなったという経験はありませんか？

また、あなたが辛かったとき、苦しかったときにかけられた「言葉」
や「行動」が励ましになった経験はありませんか？

このような身のまわりで経験した心温まる出来事を応募しています

応募期限

平成30年9月12日（水）必着 どなたでも可能



スマホからの応募画面

応募方法等

- 自分が体験した、あるいは自分の周りにあった心に残る「ちょっとといい話」を200字以内にまとめてください。
- 作品には必ずタイトルをつけて、「お住まいの市町村」、「お名前」、小学生から高校生までの方は「小・中・高校名／学年」をご記入ください。
- 下記のホームページアドレスから原稿用紙をダウンロードして、郵便、FAX、Eメールでご提出ください。（手書き、ワープロは問いません。）

岐阜県環境生活部人権施策推進課ホームページ：[岐阜県 人権](#) 検索

http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/shogai-gakushu/jinken/11227/index_8166.html

または、右上のQRコードを読み取ると、スマートフォンからの応募も可能です。

注意事項

- 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、冊子やパネル、その他啓発資料等で匿名にて紹介させていただくことについて、予めご了承の上、応募ください。
- 応募は無料です。ただし、作品の送料は応募者側の負担とします。
- 応募いただいた作品は返却しません。
- 作品中の個人を特定される部分は掲載しないか、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することができますのでご了承ください。
- 個人情報については適切に管理し、目的外に本人の同意なく個人情報を開示しません。

問い合わせ先

岐阜県環境生活部人権施策推進課 〒500-8570岐阜市薮田南2-1-1
TEL 058-272-8250 FAX 058-278-2615 Eメール c11227@pref.gifu.lg.jp

音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。

目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただけたため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

